

# 山崎宗運の経穴学について

## ——『積骨』と「骨度折量法尺式」を中心に——

加畑 聡子

二松學舎大学大学院文学研究科／北里大学東洋医学総合研究所医史学研究部

受付：平成29年8月27日／受理：平成30年6月27日

**要旨：**官医・山崎宗運（宝暦11-天保5）年は、江戸医学館鍼科教諭を務め、『積骨』の家刻や『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』（台湾国立故宫博物院図書館所蔵）の校正補注、「銅人形」（東京国立博物館所蔵）を鋳造せしめた人物として知られている。長野仁氏所蔵『積骨』に附属する「骨度折量法尺式」は、実寸や度量衡を問わず、『靈樞』骨度の記載に則した骨度の測定、取穴を可能にすることを目的として製作された。宗運による「骨度折量法尺式」の制作の意図は、古医書を尊び、堀元厚などの先輩の説を基軸として考証を行いつつも、より精確な骨度の測定基準及び簡便かつ精度の高い取穴法を模索することで、実証性の高い経穴学理論の構築を試みることにあった。

**キーワード：**山崎宗運、経穴学、『積骨』、「骨度折量法尺式」、『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』

### I. はじめに

山崎宗運（宝暦11〈1761〉-天保5〈1834〉）は、名は次善、字は子政と称し、代々幕府医官として鍼灸を業とする山崎氏五代目の鍼医である。山崎家三代次茂は江戸医学館の前身・躋寿館の創始者である多紀元孝の女を娶り、六代元方は多紀元徳の四男、すなわち多紀元簡の実弟であるなど、多紀家と縁戚関係にあることでも知られている。宗運は、天明2（1782）年に家督を継ぎ、寛政元（1789）年寄合より奥医師、同4（1792）年に江戸医学館鍼科教諭、その後同7（1795）年に法眼となり、数年で致仕した<sup>1)</sup>。手抄本に『涉園漫録』<sup>2)</sup>があり、『積骨』<sup>3)</sup>の版刻や『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』<sup>4)</sup>の校正補注で知られ、「銅人形」（東京国立博物館所蔵）を鋳造せしめた人物といわれている<sup>5)</sup>。また、「東都医官致仕髯翁山崎先生墓表」<sup>6)</sup>に「子政待直之暇、旦莫診療病者、無違家居。（子政待直の暇、旦莫に病者を診療し、家居するに違無し。）<sup>いとま</sup>」とあるように、医者としても名高く、官医及び江戸医学館鍼科教諭として

数々の偉業を残すものの、宗運の経穴学及び学問姿勢については、これまで明らかにされてこなかった。そこで本論文では、宗運によって版刻された『積骨』及び付属する長野仁氏所蔵「骨度折量法尺式」について考察し、宗運の経穴学についての検証を試みる。

### II. 『積骨』版刻の背景

宗運によって版刻された『積骨』は、寛政10（1798）年の跋文と「積骨」の「提要」<sup>7)</sup>が付され、同年12月1日には、幕府に献上された<sup>8)</sup>。同提要の末には「右出乾隆欽定四庫書目。積骨刻成之後、偶觀之。因抄出而附載於簡末、以資攷拋焉。山崎宗運重識。（右乾隆欽定四庫書目に出づ。積骨刻成るの後、偶々之を觀る。因りて抄出して簡末に附載し、以て攷拋に資す。山崎宗運重ねて識す。）」とあり、『積骨』版刻後、『乾隆欽定四庫書目』を目にする機会を得て、考証に資することを期待して付録したことがわかる。提要に、「是編取內經所載人身諸骨、參以他書所說、臚而積之。中間多所弁正。（是の編 內經載する所の人身の諸骨を

取り、参ずるに他書の説く所を以てし、臚<sup>つら</sup>ねて之を積す。中間に弁正する所多し。)とある通り、『釈骨』は『黄帝内経』に記載される多くの骨について他書を参照して解釈し、その是非を明らかにして誤りを正したものである。実際に、「如謂経筋篇、足少陽之脈循耳後上額角、額字乃頭字之譌。(経筋篇の足少陽の脈、耳後を循り、額角に上る、額字は乃ち頭字の譌と謂ふが如し。)」とするなど、『釈骨』が諸書の誤りを指摘している箇所を数例挙げている<sup>9)</sup>。同提要の末に、「其考証皆極精核。非惟正名物之外、並可以糾鍼砭之謬。(其の考証皆な極めて精核なり。惟だ名物の外を正すのみに非ず、並びに以て鍼砭の謬を糾す可し。)」とあることは、精確性ととも、名物のみならず鍼灸臨床における誤りを正した点において高い評価を得ていたことを示している。

版刻の背景についてより詳細に知るために、寛政10(1798)年に宗運が著した『釈骨』跋文について見てみよう。

釈骨一卷。乾隆庚子歲、吳江沈冠雲、著周官禄田考、所附刻。其積分部形象、王安道小易賦寧一玉折骨分経、遠不及也。奈何儒流、属諸弁髦、医家鮮有知者焉。余、幸從永寿院架藏中、而借抄以授刷氏。使從事我業者有所稽攷云。  
寛政戊午仲秋日 江都法眼 侍医兼医学針科教諭 山崎宗運識。

(釈骨一卷。乾隆庚子の歳、吳江の沈冠雲、周官禄田考を著し、附刻する所なり。其の分部形象を積するに、王安道が小易賦、寧一玉が折【析】骨分経は、遠く及ばざるなり。奈何せん儒流、諸を弁髦に属せしめ、医家は知る者有る

こと鮮なし。余、幸いに永寿院の架藏中従り、借りて抄し、以て刷氏に授く。我が業に従事する者をして稽攷する所有らしむと云ふ。  
寛政戊午仲秋の日 江都法眼 侍医兼医学針科教諭 山崎宗運識す。)

宗運は『釈骨』が儒者によって無用のものとされ、医者にも知られていないことへの問題意識を持っていた。そこで、多紀元恵<sup>10)</sup>から借り受けて書き写し、版刻するに至ったのである。そこには、『釈骨』の版刻により、骨の名物を明らかにして啓蒙すると同時に、世の医者に考究させたいと意図があったことがわかる。

また、宗運は身体部位を解釈する上で、王安道の『小易賦』<sup>11)</sup>、寧一玉の『析骨分経』<sup>12)</sup>と比較し、『釈骨』が非常に優れていることを指摘している。実際に3書を比較すると、『釈骨』は7丁、『小易賦』8丁、『析骨分経』10丁であり、分量的には大きな差異はない。しかしながら、その内容を見れば、『釈骨』は骨の名称を中心に古医書に依拠して考証しているのに対し、他の2書は、他書を引用せずに、経脈の流注を重視して骨以外の身体各部について論じている箇所が多い。その一例として、3書に記される「輔骨」<sup>13)</sup>についての記載を整理すると、表1の通りになる。『釈骨』は『素問』骨空論に依拠して論じるなど、他の2書と比較し、より考証学的に述べていることがわかる。

このことから、『釈骨』が骨の名称について文献考証学的に論じている点を評価して、宗運が『釈骨』を版刻したことが窺える。つまり、より正確な経穴位置の同定において、可視的な骨の名物を考証し、明らかにすることが必要不可欠と考

表1 『釈骨』、『小易賦』、『析骨分経』における「輔骨」の記載の比較

書名	記載
『釈骨』	「蓋膝之骨、曰膝髌、俠膝之骨、曰輔骨、内曰内輔、外曰外輔、其專以骸上為輔者(骨空論云、骸下為輔、下乃上之訛也)、則膝旁不曰輔而曰連骸、骸上者、髌之上端也(膝を蓋ふの骨を膝髌と曰ふ。膝を俠む骨を輔骨と曰ふ。内を内輔と曰ひ、外を外輔と曰ふ。其の専ら骸上を以て輔と為す者なり。骨空論に云ふ、骸の下を輔と為す、と。下は乃ち上の訛なり。)則ち膝の旁は輔と曰はず、而して連骸と曰ふ。骸上なる者は、髌の上端なり。)」(6丁表)
『小易賦』	「輔骨処乎髌後。(輔骨は髌の後に処す。)」(6丁表)
『析骨分経』	「輔骨 胛外為輔、属足太陽膀胱経。(輔骨 胛の外を輔と為し、足の太陽膀胱経に属す。)」(6丁表)

えていたのである。従って、宗運にとって骨を文献考証学的に検証することは、古医書の記載を正確に理解するための、最も評価しうる実証的手段であったと言える。

### Ⅲ. 「骨度折量法尺式」製作の背景

長野仁氏所蔵『釈骨』には、10枚の紙尺(図1)を包む1枚の紙(図2・3, 以下、「骨度折量法尺式」)が付属し、全で一帙に収められている。また、該資料の末に「天明丁未十月」(天明7<1787>年10月)とあることから、家督を継いだ天明3(1783)年から4年後のことであり、宗運が『釈骨』の跋文を記した寛政10(1798)年の10年前には既に製作されたことがわかる。

「骨度折量法尺式」は封の形に折られていて、広げると1枚の長方形の用紙となっている。その表面(図2)には「骨度折量尺 寄所寄楼蔵板」と記され、長方形の枠の中に「闊狭界尺」及び「闊狭界寸」と呼ばれる分度器のような台形のスケールが描かれている。裏面(図3)には「骨度折量法尺式」と題し、基準となる骨度、製作背景、そして「量法」すなわち紙尺及び「闊狭界尺」の使用方法が記されている。

裏面の記載から「骨度折量法尺式」の製作背景について見てみよう。表題「骨度折量法尺式」の下部に「<長尺八《即量尺ナリ》短尺一《即法尺ナリ》脊上下法尺附裏尺一>」とあり、付属の紙尺の名称と本数を記している。

長尺8種類(「頭围量尺」「胸围量尺」「脊量尺」「肩至肘量尺」「肘去腕量尺」「内輔下廉至内踝量尺」各1本、「髀枢下至膝中量尺」「腰围量尺」各2本)の計10本を「量尺」、短尺1本を「法尺」と

し、その他に実寸を測定するための白紙の紙尺が3本付属している。

「量法」には、次の通り骨度の基準が記されている。

頭围二尺六寸 胸围四尺五寸 腰围四尺二寸  
肩至肘長一尺七寸 肘去腕一尺二寸半 髀枢下  
至膝中長一尺九寸 内輔下廉至内踝長一尺三寸  
脊骨以下至尾骶二十一節長三尺<脊骨, 甲乙經  
作脊骨, 銅人經作大椎。>

その名称及び寸法をみると、『靈樞』骨度篇の記載を基準として「骨度折量法尺式」を製作したことがわかる。また、「脊骨以下至尾骶二十一節長三尺。(脊骨以下、尾骶二十一節に至るまで長さ三尺。)>に「脊骨, 甲乙經作脊骨, 銅人經作大椎。(脊骨, 甲乙經は脊骨に作り, 銅人經は大椎に作る。)>と小字注を付け、『鍼灸甲乙經』及び『銅人腧穴鍼灸図經』に依拠して「脊骨」を「脊骨」及び「大椎」と同義としている。また、「説ハ余ガ著ス所ノ天聖鍼灸經注ニ詳ナリ。」と記されることから、この時点で既に『天聖銅人腧穴鍼灸図經彙攷』<sup>14)</sup>を参考していたことがわかる。

次に、「骨度折量法尺式」製作の意図について、該資料における以下の記載から検討する。

右八条之尺寸、<sup>モツトモオリハカリカタ</sup>最折量難シ。<sup>カルカ【ユエ】</sup>故ニ後世  
ノ折量法ト云モノハ、<sup>セツリヤウ</sup>奇余ノハカリ難<キ><sup>アマリ</sup>  
者ハ、乃絶去テコレヲ縮メテ取ル。兩乳ノ間ヲ  
八寸トシ、脊尺上中下長短之法ヲ造リテ零未  
<タ>尽<ズ>ト云ノ類也。此經旨ニ非ズ。<説  
ハ余ガ著ハス所ノ天聖鍼灸經注ニ詳ナリ。>余

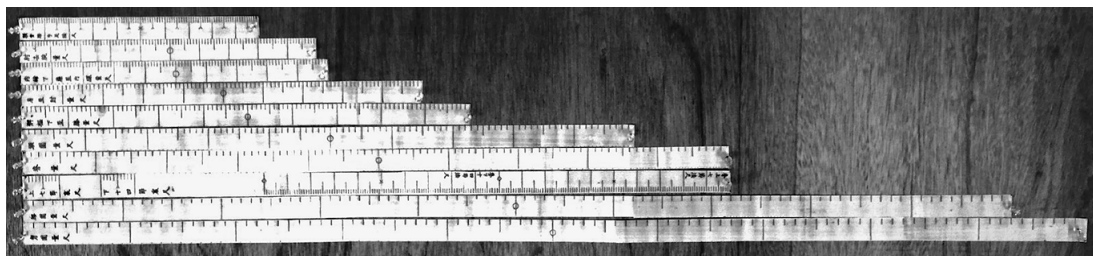


図1 「骨度折量法尺式」付属の紙尺



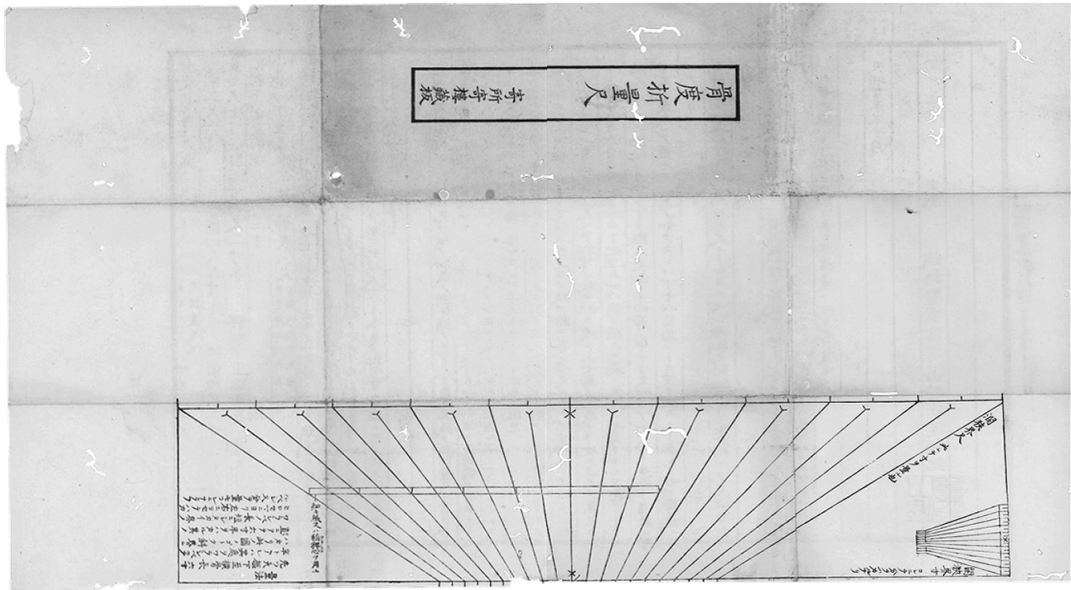


図2 「骨度折量尺式」表

骨度折量尺式	骨上八寸 骨下八寸 附裏尺一 短尺一 骨尺一
頭圍二尺六寸	骨圍四尺五寸
長一尺七寸 肘去腕一尺二寸半	腰圍四尺二寸 肩至肘一尺九寸
内輔下廉至内踝長一尺三寸	解脛下至膝中長一尺九寸
脊骨以下至尾骶二十一節長三尺	脊骨中人七寸 骨中人七寸 骨中人七寸
右八條之尺最折量難故後世折量法ト云モノハ奇餘ハカリ難者乃純去テコレヲ縮メテ取ル由乳ノ間ヲ一尺ニシテ脊尺上中下長短之法ヲ造リテ量未盡ト云ノ類也此經言ニ非ス尺空紙本經注詳ナリ余コレヲ慶ヘ思フ單レ精ヲ研クテ茲ニ年有リ因テ法ヲ考ヘ別ニ折量尺ヲ作ルニ聖孺老壯アリ形ニ肥瘦大小アリ今是ヲ以テ量ニ經ニ謂フ所ノ寸法毫釐ノ差イナク其分寸ヲ折ワシ速ナリ	量法
○頭圍ノ尺寸ヲ折シテ欲ハ先ツ紙ヲ細長ク断テ頭ノメクリヲ取り其紙ヲ頭圍量尺當テツノ長ヲ見ルニ縦ヘバ五分ナレバ乃頭ノ法尺ヲ以テ五分五分トハカル是頭圍ノ尺ナリ又五分ノ處ニ點スレニテ二尺トナルソレヨリ五分五分ト數ヘ極ル所ニテ推シ量ルトキハ二尺六寸トナルナリ習服ノ圍モコレニ準テ手足ノ尺モ亦此ニ倣フ	量法
○脊尺七節ト下ノ十四節ト小異ナリ因テ上下別ニ法尺ト裏尺ト附ク其量法ハ前ノゴトク紙ヲ細クワキ大推ノ虎ヨリ尾骶ニ至リテ紙ヲ断テ脊ノ量尺ニテ何寸何分ト量リ定公縱ヘバ六寸アレバ脊法尺ノ上尺ニテ六寸ノ外ニ點ス走レ上七節ノ尺度ナリ次ニ上尺ノ裏尺ニテ大推下ヨリ六分ヲ照シテ下ルコトセフスレバ前ニ點スル處ニ至リテ七節トナルソレヨリ下法尺ニテノ點從父ヨリ六寸下リ點ニ走レ下十四節ノ中ナリ又六寸下レハ乃子尾骶ナリ次ニ下尺ノ裏尺ニテ量ルコト上ノ如クスレバ下十四節節トニ寸ヲ同スト下合レテ廿一節是レニテ經言ニ符合スルナリ	量法
○九骨度ノ一尺以下ノ處ハ淵狹界尺ニテハカルヘレ兩乳之間相去寸半大樞以下至橫骨長六寸半之類ナリ	量法
○九骨度ノ一尺ヲ知ントナラバ量尺之一寸ヲ法尺ノ一寸トシテ知ントセバ量尺之一寸ヲ表尺一分ニ當テ一分ヲ一厘ト量ルベレ又分ヲハカルハ淵狹界尺ニ當テハカルモ佳ナリ右量法疑ヒキ有ラ請フ余ガ弊處ニ來リ就テ之ヲ質セ	量法
天明丁未冬十月	量法
東都	量法
鍼科醫官	量法
山崎宗運善記	量法

図3 「骨度折量尺式」裏

コレヲ憂へ、思ヲ覃シ、精ヲ研クコト、茲ニ年有リ。因テ一法ヲ考ヘ別ニ折量尺ヲ作ル。人ニ嬰孺老壯アリ、形ニ肥瘦大小アリ。今是ヲ以テ量ルニ、経ニ謂フ所ノ寸法毫釐ノ差イナク、其分寸ヲ析ツコト速ナリ。

宗運は、前述の『靈枢』骨度篇に記される8つの骨度が最も計り難く、後学が骨度を省略して測定していることを憂慮し、長い期間研鑽を積んで「骨度折量法尺式」を製作したのである。人身には老若や大小、肥瘦があることを踏まえた上で、この紙尺を用いて測定すれば「経旨」すなわち『靈枢』の記載と違はなく速やかに分寸がわかると述べている。つまり、宗運は『靈枢』の記載に随いつつも、簡便かつ迅速な取穴法を実現すべく「骨度折量法尺式」を製作したことがわかる。

#### IV. 「骨度折量法尺式」付属 「量尺」「法尺」の使用法

##### 1. 基本部位の測定法

基本となる腰、胸、手足の測定法について、次のように「量法」に記されている。

頭囿ノ尺寸ヲ析<sup>ワカ</sup>ント欲セバ、先ヅ紙ヲ細長ク断チ、頭ノメグリヲ取り、其紙ヲ頭囿量尺ニ当テ、ソノ長<sup>ナガサ</sup>ヲ見ルニ、縦<sup>タト</sup>ヘバ五寸五分ナレバ、乃頭ノ法尺ヲ以テ五寸五分トハカル。是頭囿ノ一尺ナリ。

又五寸五分ノ処ニ点ス。コレニテ二尺トナル。ソレヨリ五分五厘ト数へ、極ル所マデ推シ量ルトキハ、二尺六寸トナルナリ。胸腰ノ囿モコレニ準ズ。手足ノ尺モ亦此ニ倣フ。

この記載を要約すると次の通りになる。

- 1) 紙を細長く切って各測定部位に当て、実際の分寸を測る。
- 2) 前項で求めた長さを各「量尺」に当て、部位に応じた分寸を求めらる。
- 3) 前項で求めた「量尺」の長さを法尺に置き換え、その部位における一尺とする。(頭注

に「量尺ノ一尺ヲ法尺ノ一尺ニアテ、何寸ナン分ニテモ一尺トナスナリ。」とあり。)

- 4) 前項で求めた「法尺」の一尺を基準として、取穴を行う。

「量尺」で測定した数値を「法尺」に置き換え一尺とすることで、『靈枢』骨度篇の記載に則した骨度の長さを割り当てることができる。その長さを等分することにより、より正確な取穴を可能にすることを試みたのである。

##### 2. 脊椎の測定法

脊椎を測定する際には、「脊尺」と呼ばれる脊椎専用の「量尺」及び「裏尺」に付される「法尺」を次のように用いている。

脊尺、上七節ト下ノ十四節ト小異ナリ。因テ上下別ニ法尺ト裏尺トヲ附ク。其量法ハ、前ノゴトク紙ヲ細クツギ、大椎ノ穴ヨリ尾骶ニ至リ、ソノ紙ヲ断チ、脊ノ量尺ニアテ、何寸何分ト量リ定ム。縦ヘバ六寸アレバ、脊法尺ノ上尺ニテ、六寸ノ処ニ点ス。是レ上七節ノ尺度ナリ。次ニ上尺ノ裏尺ニテ、大椎下ヨリ六分ヲ点シ、下ルコト七ツスレバ、前ニ点スル処ニ至リテ七節トナル。ソレヨリ下、法尺ニテ、ソノ点処ヨリ六寸下リ点ス。是レ下十四節ノ中ナリ。又六寸下レバ乃チ尾骶ナリ。次ニ下尺ノ裏尺ニテ量ルコト上ノ如クスレバ、下十四節、節ゴトニ寸ヲ同ス。上下合シテ廿一節はレニテ経旨ニ符合スルナリ。

この記載を要約すると次の通りになる。

- 1) 紙を細長く切って各測定部位に当て、実際の分寸を測る。
- 2) 前項で求めた長さを各「量尺」に当て、部位に応じた分寸を求めらる。
- 3) 前項で求めた「量尺」の長さを、上七節は「脊上七節法尺」、下十四節は「脊下十四節法尺」に置き換え、一尺を求めらる。
- 4) 脊骨(大椎)より尾骶までの二十一節のう

ち、上七節は「脊上七節法尺」、下十四節は「脊下十四節法尺」を用いて、脊椎間の距離を求める。

- 5) 一節ごとの長さを求める場合は、4) で求めた数字の10分の1を、「裏尺」を用いて測定する。

脊椎の大きさは上下によって異なるという見解に基づき、胸腹手足とは別に上七節と下十四節に分けて測定できるよう、「法尺」を製作したのである。この記載から、21節は「大椎ノ穴ヨリ尾骶」<sup>カメノヲ</sup><sup>15)</sup>を指し、上七節は大椎穴から七節、下十四節は八節目から尾骶骨までの十四節を指すことがわかる。

### 3. 『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』に見える「骨度折量尺」

『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』には『銅人腧穴鍼灸図経』の校正補註に加え、宗運自ら加筆した項が散見する<sup>16)</sup>。その中の1つ「脊椎法」に、「骨度折量法尺式」の記載が見られることについても触れておきたい。

〈余〉於茲据経旨、而創製骨度折量尺者〈折量尺中有脊尺法〉、以取腧穴、乃確有準則。然而背部之諸腧、当自第【第】一椎数下至尾骶各点椎下而取之矣。若其或肥人呂骨不露者、或骨罅不明者、並以折量尺而求之、必無差忒。明古脊椎法也。

(余茲に於いて経旨に据りて、骨度折量尺なる者〈折量尺中に脊尺の法有り〉を創製し、以て腧穴を取れば、乃ち確かに準則有り。然り而して背部の諸腧、当に第一椎自り数へて下りて尾骶に至るまで各々椎下に点して之を取る。若し其れ或いは肥人の呂骨<sup>あらは</sup>露れざる者、或いは骨罅明らかならざる者は、並びに折量尺を以て之を求むれば、必ず差忒無からん。古への脊椎法を明らかにすればなり。)

経旨すなわち『靈枢』に基づいて製作された「骨度折量尺」を用いて腧穴を取れば、規則に則っ

て取穴ができると述べている。肥人で脊椎がわかりにくい者や骨罅が明らかでない者は、「折量尺」を用いることによって、誤りなく取穴できると同時に、古代の脊椎法が明らかになると考えていたのである。

また、同項には、『靈枢』骨度篇「脊骨以下至尾骶、二十一節長三尺、上節長一寸四分分之一、奇分在下。故上七節至于脊骨、九寸八分分之七。(脊骨以下尾骶に至るまで、二十一節長さ三尺、上節の長さは一寸四分分の一、奇分は下に在り。故に上の七節脊骨に至ること、九寸八分分の七。)」の記載に対して、次のように記されている。

今精攷之、大椎下、至尾骶、長三尺。分作二十一節、則每一尺為七節、乃三七二十一節也。上七節、每一節為一寸四分一厘。則上七節共計九寸八分七厘、而不足一尺者一分三厘也。加其一分三厘於下十四節則為二尺一分三厘矣。分此作十四節、則每一節得一寸四分分之三、奇分之七。有奇、故云奇分、在下也。

(今ま精しく之を攷ふれば、大椎の下、尾骶に至るまで、長さ三尺。分かちて二十一節と作せば、則ち一尺毎に七節を為し、乃ち三七二十一節なり。上の七節、一節毎に一寸四分一厘と為る。則ち上の七節共に計へれば九寸八分七厘にして、一尺に足らざること、一分三厘なり。其の一分三厘を下十四節に加ふれば、則ち二尺一分三厘と為る。此れを分かちて十四節と作せば、則ち一節毎に一寸四分と分の三、奇分の七を得。奇有り、故に「奇分、下に在り」と云ふなり。)

宗運は『神応経』の記載に基づき<sup>17)</sup>、上椎の長さを一寸四分一厘とし、上節七節分を九寸八分七厘と考えていた。三尺が均等であるならば、上七節は三等分した一尺であるはずだが、一分三厘足りない。つまり、その余りを下節十四節に加えると二尺一分三厘となり、十四節に分けると一節ごとの長さは一寸四分三厘となり、七余るのである。これに随い、「奇分、在下也。(奇分、下に在り。)」としている。

さらに同項には、次のように記されている。

経及甲乙，言其上七節之数，而不言下十四節之数者，其寸以相同也。蓋拳一隅以示之者耳。〈正統本經都数卷云，大椎以下至尾骶骨三尺。分作二十一椎。是亦一証焉。〉後人不察，妄造 脊尺上中下長短法，而零未尽，殊不知其三尺之算焉。

（経及び甲乙，其の上七節の数を言ひて，而して下の十四節の数を言はざる者は，其の寸，相ひ同じきを以てなり。蓋し一隅を挙げて以て之を示す者のみ。〈正統本經都数卷に云ふ，「大椎以下，尾骶骨に至るまで三尺。分かちて二十一椎と作す」，と。是れも亦た一証なり。〉後人察せず，妄りに脊尺上中下長短の法を造り，而して零ありて未だ尽きず，殊に其の三尺の算を知らず。）

「経」すなわち『素問』『靈樞』及び『甲乙経』に上七節の長さのみ記される理由として，下十四節の長さが等しいことを挙げている。これに従えば，下節の一節は等分してとれる最大の長さ（一寸四分三厘）となり，余りは七毛となる。また，後人はそのことを察せずに脊椎の長さの測定法を考案するものの，その余りを考慮せず，とりわけ脊椎の長さを三尺とした計算方法を知らないことを指摘している。

以上に述べた『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』『脊椎法』の記載は，人体の個体差を踏まえて脊椎を上下節に分けて測定していた点において，「骨度折量法尺式」と一致していた。つまり宗運は，『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』における校正補註による文献学的考証に留まらず，「骨度折量法尺式」を製作することで，古典の記載に接近すると同時に，具体的な取穴法の理解及び実践への活用を試みたと言えよう。

#### 4. 「闊狭界尺」及び「闊狭界寸」

前述のとおり，「骨度折量尺」の表面には「闊狭界尺」「闊狭界寸」と名づけられた分度器のような台形のスケールが描かれている。それぞれの

図の右端に「闊狭界尺 此ニテ寸ヲ量ル也。」「闊狭界寸 コレニテ分ヲハカルナリ。」と記されることから，「闊狭界尺」は一尺以下の分寸，「闊狭界寸」は一寸未満の分寸の測定に用いる道具であることがわかる。さらに「量法」には次の通り記されている。

先ツ天枢下至横骨長半トアレハ，其処ヲワラシベニテハカリ，此ノ図ノゴトク斜界ニ直ニアテ，六寸半ヲハカル。其ノワラシベノ長短ニシタカイ，界ノヒロセマニヨリ，左右ニヨセテハカルベシ。又分ヲ量モコレニナラフ。

裏面の「骨度折量法尺式」の記載「凡骨度ノ一尺以下ノ処ハ，闊狭界尺ニテハカルベシ。兩乳之間相去九寸半，天枢以下至横骨長六寸半之類ナリ。」と併せ考えると，使用法について次の通り整理できる。

- 1) 骨度部位を細長い紙や藁で測定し，「闊狭界尺」に当て，『靈樞』骨度篇の長さにした目盛の位置を「闊狭界尺」における一尺の位置と定める。（「天枢以下至横骨長六寸半」であれば，天枢から横骨の長さが6.5目盛分と一致するところとなる。）
- 2) 前項で求めた一尺の位置を測定部位に直接当てると，一寸の長さを知ることができる。
- 3) 前項で求めた長さを一寸として取穴する。

さらに「骨度折量法尺式」には，「凡骨度ノ一尺ヲ知ントナラバ，量尺之一寸ヲ法尺ノ一寸トシ，寸ヲ知ントセバ，量尺之一寸ヲ裏尺ノ一分ニ当テ，一分ヲ一厘ト量ルベシ。又分寸ヲハカルハ，闊狭界尺ニ当テハカルモ佳ナリ。」と記されることから，「闊狭界尺」は，より短い長さを簡便かつ迅速に測定可能にするための道具であったことがわかる。

また，「闊狭界寸」は「闊狭界尺」を縮小したものであり，さらに短い一寸未満の分寸を測定する際に用いられる。「闊狭界寸」「闊狭界尺」は，「脊尺」「法尺」と比較すると，より簡便な取穴法



に見えるが、脊椎や手足などの長大な部位においては、より広範な紙を要することから測定が繁雑かつ困難となるだろう。このような問題意識のもとに、身体部位に応じて「量尺」「法尺」を用いることが考案されたと推察できる。

## V. 「骨度折量法尺式」の製作方法

### 1. 「量尺」「法尺」の製作方法

「量尺」「法尺」の製作方法について理解すべく、各紙尺の寸法を測定し、『靈枢』の記載と比較した。測定結果は表2の通りである。

調査の結果、「量尺」と「法尺」の長さの比は、『靈枢』骨度篇に記載される分寸の割合と一致していた。つまり、実際の数値に関わらず、「骨度折量法尺式」を用いることによって、『靈枢』骨度篇の記載に則した骨度の長さを定めることができるのである。

この結果に基づき、「骨度折量法尺式」の製作手順について次のように推察した。

- 1) いずれかの身体部位を基準とし、当時の体格から考えて測定可能な長さの紙を用意する。(おそらく比較的個体差が表れやすい胸囲を基準とし、131.5 cmであれば、当時の肥えた者でも測定可能と考えたのだろう。)
- 2) 前項で求めた「量尺」の長さを『靈枢』骨度篇の記載に則した比率で「法尺」の長さ(筆者の測定によれば約29.1 cm)を定めて作成する。
- 3) 前項で作成した「法尺」を基準として、他

の身体部位もそれぞれ『靈枢』骨度篇と同じ比率になるように、「量尺」を作成した。(例:「肘去腕」の場合は1.25寸であるから $1.25 \times 29.1 \text{ cm} = 36.2 \text{ cm}$ となる。)

つまり宗運は、あくまでも『靈枢』骨度篇の記載に随いながらも古今における度量衡の相違を問わずに、各身体部位の個体差を考慮し、より正確な取穴を行うことを意図して、「骨度折量法尺式」を製作したと言えよう。

### 2. 「闊狭界尺」「闊狭界寸」の製作方法

「闊狭界尺」は、長方形の上底と下底を結んだ10つの等分線の中心に引かれる線を含め合計20等分されている。上底からそれぞれ延長線を引くと1点で交わり、目盛の幅は全て等間隔で引かれていることがわかる。上底と下底には、それぞれ目盛を区分する印が見られることから、まず長方形を描いて、その中間に上底と下底を結ぶ線を引き、それを中心として等分線を引いたと推測できる。

「闊狭界寸」は、前述のとおり「闊狭界尺」を縮小したものであり、「闊狭界尺」と同様に、上底と下底の長さを定めて等分線を引いて作成されたと見られる。

## VI. 古今における度量衡と宗運の身体観

江戸時代を通して、度量衡についての議論が文献考証学的に深められていた。江戸前期には荻生徂徠が『度量衡考』<sup>18)</sup>を出版し、それに対して中

表2 紙尺の寸法

部位	量尺 (cm)	法尺 (cm)	量尺/法尺比	靈枢 (尺)
肘去腕	36.2	29.1	1.24...	1.25
内輔下廉至内踝長	37.6	29.1	1.29...	1.3
肩至肘長	49.3	29.1	1.69...	1.7
髀枢下至膝中長	55.5	29.1	1.91...	1.9
頭圍	76.0	29.1	2.61...	2.6
髀骨以下至尾骶二十一節	87.3	29.1	3.0	3.0
腰圍	122.3	29.1	4.20...	4.2
胸圍	131.5	29.1	4.51...	4.5

※長野仁氏製作原寸大レプリカを測定。



井履軒が反駁を書き入れた『度量衡考雕題』<sup>19)</sup>が現存するなど、各学派の立場から種々に説かれていたと言えよう。江戸後期には、狩谷掖斎が『本朝度量権衡攷』<sup>20)</sup>において古今における度量衡を詳細に検証し、多紀元堅撰『業治通義』<sup>21)</sup>には「按周漢之一尺，当今曲尺七寸六分。（按ずるに周漢の一寸は、当に今の曲尺の七寸六分とすべし。）」と記されるなど、医学館周辺の儒学者や医者達も度量衡に大きな関心を抱き、考究を試みたことがわかる。また、原南陽が『経穴彙解』<sup>22)</sup>に「本邦曲尺与唐尺同，則八分，今曲尺八分也。（本邦の曲尺と唐尺とは同じ。則ち八分は、今の曲尺の八分なり。）」と記すことは、経穴学においても考証に基づくより精確な尺度の検討が重要課題であったことを示している。しかし、各家が先人の説を引用して古今の尺度の相違について論じるものの、定説が未確立であったことは、『天聖銅人鍼灸図経彙攷』「折量法」における次の引用からも窺い知ることができる。

……（『標幽賦』に）又云、「古今尺寸不同。骨度篇曰、人長七尺五寸者、其骨節之大小長短、各幾何。伯高曰、頭之大骨圍、二尺六寸。蓋古之尺小。大約古之一尺得今八寸。其言七尺五寸者、得今之六尺、其言二尺六寸者、得今之二尺零八分也。其余放此。然骨大者、必有大過、骨小者必有不及。凡用折法者、但隨人之大小、而為盈縮。庶其善。」

（……又た云ふ、「古今尺寸同じからず。骨度篇に曰く、人の長七尺五寸なる者、其の骨節の大小長短、各同幾何ぞ。伯高曰く、「頭の大骨の圍り、二尺六寸」と。蓋し古の尺は小なり。大約古の一寸今の八寸を得、其の七尺五寸と言ふ者は、今の六尺を得、其の二尺六寸と言ふ者は、今の二尺零八分を得たり。其の余は此れに放へ。然して骨の大なる者は、必ず大過有り、骨の小なる者は必ず不及有り。凡そ折法を用ゆる者は、但だ人の大小に随って、而して盈縮を為す。庶くは其の善を尽さんことを」と。）

『標幽賦』の記載を引いて、『靈樞』骨度篇に骨

度が記されるものの、古代の一寸は当時より小さく当時の日本の一寸と一致しないことから、折量法を用いる際には骨の大小を考慮して取穴することの重要性を記している。

さらに同項では、身体各部の個体差について、『類経図翼』を次の通り引用している<sup>23)</sup>。

類経図翼云、同身寸者、謂同於人身之尺寸也。人之長短肥瘦、各自不同。而穴之横直尺寸、亦不能一。如今以中指同身寸法一概混用、則人瘦而指長、人肥而指短。豈不謬誤。故必因其形而取之。方得其當。如標幽賦曰、取五穴用一穴而必端、取三經用一經而可正。蓋謂、併隣經而正一經、連隣穴而正一穴。譬之切字之法、上用一音下用一韻、而而夾其聲於中。則其經穴之情自所通矣。故頭必因於頭、腹必因於腹、背必因於腹背、手足必因於手足、總其長短大小、折中之、庶得謂之同身寸法。

（『類経図翼』に云ふ、「同身寸とは、人身に同じき寸を謂ふなり。人の長短肥瘦、各自ら同じからず。而して穴の横直寸も、亦た一なること能はず。今の中指同身寸の法を以て一概に混用するが如きは、則ち人瘦せて指長く、人肥えて指短し。豈に謬誤あらざらんや。故に必ず其の形に因って之を取る。方に其の當を得べし。『標幽賦』に曰ふが如く、〈五穴と取って一穴を用ひて、而して必ず端しく、三經を取って一經を用ひて而して正す可し〉、と。蓋し謂へらく、隣經を併せて一經を正し、隣穴を連ねて一穴を正す。之を切字の法に譬ふれば、上に一音を用ひ、下に一韻を用ひて、而して其の聲中に夾むがごとし。則ち其の經穴の情自ら通るる所無し。故に頭は必ず頭に因り、腹は必ず腹に因り、背は必ず背に因り、手足は必ず手足に因るべし。其の長短大小を總べて、之を折中すれば、之を同身寸法と謂ふことを得るに庶からん」と。

『類経図翼』に拠れば、身体各部の長短大小には個体差があることを踏まえて同身法を用いるべきであること、一概に中指の長さを用いるのでは

なく、その形に応じて取るべきことを述べている。また、『標幽賦』を引用して、隣に位置する経絡経穴との間隔を考慮することで経穴位置の特定が可能となること、各部の長短大小を折衷することにより同身寸法を精確に実践できることを記している。

以上の記載は、古今の尺度の相違を踏まえ、個体差を考慮した上で各部位に応じて骨度を定めるといふ点において「骨度折量法尺式」の製作の意図と一致している。つまり、宗運が『靈枢』骨度篇に基づきながらも、古今の度量衡の相違及び人体の個体差から生じる取穴法の矛盾を解消すべく、「骨度折量法尺式」を製作した背景を物語るものである。

また、当時の「骨度折量法尺式」を評するものとして、『医賸』<sup>24)</sup>「同身寸」における次の記載が挙げられる。

兪穴分寸，滑氏以降，以骨度取之。王太僕所謂同身寸者，未知何寸。徐春甫遂有同指寸之說。肘後方取巨關法云，以赤度之。（赤・尺，古通）下経曰，岐伯以八分爲一寸。亦未知何尺。攷晋書裴頴伝云，今尺長於古尺，幾於半寸，樂府用之律呂不合，史官用之，歷象失占，醫署用之，孔穴乖錯，此三者度量之所由，得失之所取徵，皆絀闕而不得通。此乃似用常尺。要之無論古人所用，即肥瘦修短，隨取而隨而無差者，莫若骨度焉。此乃千古不刊之活法也。近重表弟山崎子政（善）創製骨度折量尺十二條。不齊用心之苦，捷便未有過於此者焉。

（兪穴の分寸，滑氏以降，骨度を以て之を取る。王太僕が謂ふ所の同身寸は，未だ何れの寸かを知らず。徐春甫遂に同指寸の説有り。『肘後方』の巨關を取る法に云はく、「赤以て之を度を」と。〈赤と尺は，古通ず。〉下経に曰はく、「岐伯八分を以て一寸と爲す」と。亦た未だ何の尺かを知らず。『晋書』の裴頴伝を攷ふるに，云はく、「今の尺古尺より長きこと，半寸に幾し。樂府之を用ゆれば，律呂合はず，史官之を用ゆれば，歷象占を失ひ，醫署之を用ゆれば，孔穴乖錯す。此の三者は度量の由る所，得失の

徴を取る所，皆な絀闕して通ずるを得ず」と。此れ乃ち常尺を用いるに似たり。之を要するに，古人用ひる所を論ずること無く，即ち肥瘦修短，隨ひて取れば隨ひて差無き者，骨度に若くは莫し。此れ乃ち千古不刊の活法なり。近ごろ重表弟の山崎子政（善）創めて骨度折量尺十二條を製す。齊だに心を用ひること<sup>はなはだ</sup>苦しきのみならず，捷便なること，未だ此れに過ぐる者有らず。）

『十四経發揮』以降，骨度法を取穴に用いるようになったものの，古代における同身寸の尺度が不明確であることを指摘している。そこで，古人の用いた取穴法を論じずに，人体の個体差に応じて誤りなく取穴するには，骨度法が最善であり，それこそが古今変わることはない臨機応変の方法だと論じている。その上で，宗運が製作した「骨度折量法尺式」は，簡便かつ迅速な取穴を可能にする，この上なく優れた道具であると賞賛している。つまり元簡は，古今の尺度の相違を問わずに，人体の個体差に応じて骨度法を用いながらも，簡便な取穴を可能にしたという点において，「骨度折量法尺式」を評価していたことがわかる。

## Ⅶ. 結 語

以上，山崎宗運の経穴学について，『釈骨』版刻と「骨度折量法尺式」製作を中心に見てきた。宗運による「骨度折量法尺式」の製作意図には，『靈枢』の実際的な活用を目的とした，より実証的かつ正確性の高い取穴法の体現があったと解釈した。その背景には，当時の医者が「経旨」すなわち『靈枢』の通曉が困難であることから省略した取穴が行われていたこと，古今の尺度に相違があること，身体各部の大小長短には個体差があることに対する問題意識があった。それらを解消し，『靈枢』骨度篇に基づいた高精度かつ簡便な取穴法を実践すべく，「骨度折量法尺式」を製作したのである。前述のとおり，骨の名物を古医書によって考証し明らかにすることは，経穴位置の同定に必要不可欠であり，宗運にとって評価しうる実証的手段であった。そのような学問姿勢に基づ

き、『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』における校正補註による文献考証にとどまることなく、「骨度折量法尺式」を製作することで、実際的な取穴法の理解、実践への活用を試みたのである。その背景を示すものとして『経穴彙解』多紀元簡序に、宗運の言として「正之以経脈流注、量之以尺度分寸、揣之以肉郄・骨間・動脈・宛宛中、則莫有孔穴乖錯之弊。（之を正すに経脈流注を以てし、之を量るに尺度分寸を以てし、之を揣るに肉郄・骨間・動脈・宛宛たる中を以てすれば、則ち孔穴乖錯の弊有ること莫し。）」とあることは、宗運の学問姿勢を示している。つまり、『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』において、経脈、経穴位置や解剖学的名称を文献的に考証すること、「骨度折量法尺式」を用いて「尺度分寸」を定めることは、経穴位置を同定する上で必要不可欠であり、宗運の経穴学において重要課題であったと言えよう。

さらに「骨度折量法尺式」の末に、「右量法疑シキコト有ラハ、請フ余ガ弊慮ニ来リ就テ之ヲ質セ。」、『釈骨』に付される自らの跋に、「使従事我業者有所稽攷云。（我が業に従事する者をして稽攷する所有らしむと云ふ。）」とあることは、ただ単に正確かつ簡便な取穴方法の啓蒙を試みるのではなく、学問として医者に問題提起をし、議論を求める姿勢を示すものである。これらの営為は、宗運が古医書を尊重し基軸として考証を行いつつも、あらたな骨度の測定方法及び簡便かつ精度の高い取穴法を模索し、理論構築を試みた発展過程の態様を示すと解釈した。従って、宗運による『釈骨』版刻及び「骨度折量法尺式」製作の背景には、当時の経穴学における科学的根拠に基づく実証性の追求と啓蒙の試みがあったと見なせる。

#### 【長野仁氏所蔵「骨度折量法尺式」翻刻】

《表》

骨度折量尺 寄所寄樓蔵板

闊狭界寸 コレニテ分ヲハカルナリ。

闊狭界尺 此ニテ寸ヲ量ル也。

細キ紙又ハ稻稗心ヲ用ユ。

#### 量法

先ツ天枢下至横骨長六寸  
半トアレハ其処ヲワラシベニテ  
ハカリ、此ノ図ノゴトク斜界ニ  
直ニアテ、六寸半ヲハカル。其ノ  
ワラシベノ長短ニシタカイ、界ノ  
ヒロセマニヨリ、左右ニヨセテハカ  
ルベシ。又分ヲ量モコレニナラフ。

#### 《裏》

骨度折量法尺式 <長尺八《即量尺ナリ》  
短尺一《即法尺ナリ》  
脊上下法尺附裏尺一>

頭围二尺六寸 胸围四尺五寸 腰围四尺二寸  
肩至肘長一尺七寸 肘去腕一尺二寸半  
髀枢下至膝中長一尺九寸  
内輔下廉至内踝長一尺三寸  
髀骨以下至尾骶二十一節長三尺 <髀骨、甲乙経作  
脊骨、銅人経作大椎>

右八条之尺寸、最折量難シ。故【ユエ】ニ  
後世ノ折量法ト云モノハ、奇余ノハカリ難<キ>  
者ハ、乃絶去テコレヲ縮メテ取ル。両乳ノ間ヲ八  
寸トシ、脊尺上中下長短之法ヲ造リテ零末<タ>  
尽<ズ>ト云ノ類也。此経旨ニ非ズ。<説ハ余ガ  
著ハス所ノ天聖鍼灸経注ニ詳ナリ。>余コレヲ憂  
へ、思ヲ覃シ、精ヲ研クコト、茲二年有リ。因テ  
一法ヲ考ヘ別ニ折量尺ヲ作ル。人ニ嬰孺老壯ア  
リ、形ニ肥瘦大小アリ。今是ヲ以テ量ルニ、経ニ  
謂フ所ノ寸法毫釐ノ差イナク、其分寸ヲ析ツコト  
速ナリ。

#### 量法

- 頭围ノ尺寸ヲ析ント欲セバ、先ヅ紙ヲ細長ク  
断チ、頭ノメグリヲ取り、其紙ヲ頭围量尺ニ当  
テ、ソノ長ヲ見ルニ、縦ヘバ五寸五分ナレバ、  
乃頭ノ法尺ヲ以テ五寸五分トハカル。是頭围ノ  
一尺ナリ。又五寸五分ノ処ニ点ス。コレニテ二  
尺トナル。ソレヨリ五分五厘ト数ヘ、極ル所マ  
デ推シ量ルトキハ、二尺六寸トナルナリ。胸腰  
ノ围モコレニ準ズ。手足ノ尺モ亦此ニ倣フ。
- 脊尺、上七節ト下ノ十四節ト小異ナリ。因テ上

下別ニ法尺ト裏尺トヲ附ク。其量法ハ、前ノゴトク紙ヲ細クツギ、大椎ノ穴ヨリ尾骶ニ至リ、ソノ紙ヲ断チ、脊ノ量尺ニアテ、何寸何分ト量リ定ム。縦へバ六寸アレバ、脊法尺ノ上尺ニテ、六寸ノ処ニ点ス。是レ上七節ノ尺度ナリ。次ニ上尺ノ裏尺ニテ、大椎下ヨリ六分ヲ点シ、下ルコト七ツスレバ、前ニ点スル処ニ至リテ七節トナル。ソレヨリ下、法尺ニテ、ソノ点処ヨリ六寸下リ点ス。是レ下十四節ノ中ナリ。又六寸下レバ乃チ尾骶ナリ。次ニ下尺ノ裏尺ニテ量ルコト上ノ如クスレバ、下十四節、節ゴトニ寸ヲ同ス。上下合シテ廿一節はレニテ経旨ニ符合スルナリ。

○凡骨度ノ一尺以下ノ処ハ、闊狭界尺ニテハカルベシ。両乳之間相去九寸半、天枢以下至横骨長六寸半之類ナリ。

○凡骨度ノ一尺ヲ知ントナラバ、量尺之一寸ヲ法尺ノ一寸トシ、寸ヲ知ントセバ、量尺之一寸ヲ裏尺ノ一分ニ当テ、一分ヲ一厘ト量ルベシ。又分寸ヲハカルハ、闊狭界尺ニ当テハカルモ佳ナリ。

右量法疑シキコト有ラハ、請フ余ガ弊廬ニ来リ就テ之ヲ質セ。

天明丁未冬十月

東都 鍼科医官 山崎宗運〈善〉記

#### ※眉注

量尺ノ一寸ヲ法尺ノ一寸ニアテ、何寸ナン分ニテモ、一尺トナスナリ。

#### 付記

本論文では原則として、漢文資料、和文資料ともに常用漢字とし、固有名詞に関しては表記通りとした。句読点は、文脈に則して適宜施した。また筆者による書き下し文には、( )で示し、原文中の小字を引用する際は〈 〉、さらに小字で記される際は《 》で示した。虫損による判読不能文字は□、著者の誤記や略体には「ママ」とルビをふり、【】に正しいと思われる文字を記した。

本研究は、平成29年度武田科学振興財団杏雨書屋研究奨励「江戸時代医学公教育形成と実証性に関する基礎的研究」の成果の一部である。

#### 謝辞

本研究をすすめるにあたり、森ノ宮医療大学大学院の長野仁先生に大変貴重な史料をご提供いただきました。二松學舎大学町泉寿郎先生、日本内経医学会荒川緑先生、北里大学東洋医学総合研究所星野卓之先生には懇切丁寧な御指導を賜りました。また、北里大学小曾戸洋先生、日本内経医学会宮川浩也先生には、貴重な資料ならびに適切なご助言を賜りました。ここに深謝いたします。

#### 注釈

- 『寛政重修諸家譜』第20(高柳光寿ほか編集顧問。東京：統群書類従完成会。1966)に、「天明三年月二十七日家を継。(時に二十六歳廩米二百俵)寛政元年四月三日寄合となり、七日奥医に列し……(寛政四年)七月二十八日竹千代殿に附属せられ、奥医となり、十月八日より医学館の教授を勤む。五年逝去のち七月十六日奥医に列す。……(寛政七年)十二月十七日法眼に叙す。」とあり。
  - 山崎宗運。渉園漫録。書写年不詳。早稲田大学図書館所蔵。諸書からの抜き書きが収録され、宗運自筆の孤本とみられる。
  - 『積骨』に付される山崎宗運による寛政10(1798)年跋に拠れば、乾隆45(1780)年呉江(今の江蘇省蘇州市呉江市)刊本。『四庫全書総目提要』に拠れば、「積骨一卷、浙江巡撫、採進本、国朝沈彤撰。彤有周官禄田考、已著録。(積骨一卷、浙江巡撫採進本、国朝沈彤撰。彤に周官禄田考有り、已に著録す。)」とあり、『積骨』は『周官禄田考』(沈彤、乾隆16(1751)年刊『欽定四庫全書』集部7「果堂集」別集類6所収)付された「浙江巡撫採進本」である。(浙江は河川名、巡撫は職官名。採進本は「役所や民間から差し出し、天子や政府が採用する本」〈長澤規矩也。図書学辞典。東京：三省堂。1979.p.121〉)
- 著者の沈彤(1688-1752、字は冠雲、号は果堂)は呉江の人。『清稗類鈔』(徐珂編撰。第7冊。中華書局。1986)「狷介類」に「沈冠雲授官不就」に「呉江沈彤、字冠雲、乾隆朝宏博科徵士之表表者也。少醇篤、精研六經、尤善礼学、以与修『三礼』、『一統志』、書成授官、不就、歸。顧貧甚、無宦、以行竈炊爨。嘗絶糧、其母采羊眼豆以供晚食、寒齋絮衣、纂述不倦。」とあり。
- 山崎宗運。天聖銅人穴灸鍼灸図経彙攷。書写年不



- 詳. 台湾国立故宫博物院図書館所蔵. 宗運による自筆稿本とみられる. 天冊 (巻上, 巻之一~二), 地冊 (巻中, 巻之三~五), 附録上, 下冊の4冊が現存し, 下巻にあたる人冊を欠く.
- 5) 小曾戸洋. 東博銅人形の製作者および年代について. 医道の日本. 1993; 52(7): 152-153
  - 6) 丹波 (多紀) 元簡. 東都医官致仕髯翁山崎先生墓表. (医家墓碑拓本集. 1900. 藤波剛一旧蔵. 国立国会図書館蔵. 所収.)
  - 7) 『欽定四庫全書總目』子部十五, 醫家類存目 (台湾商務印書館. 1984. p. 3-273) 所収.
  - 8) 『寛政重修諸家譜』第20 (前掲) に, 「(寛政) 十年十二月朔日沈氏積骨一卷を献ず。」とあり.
  - 9) 『積骨』本文には「謂刺腰痛論云, 成骨, 在膝外廉之骨, 独起者 (刺腰痛論に云ふ, 成骨は膝の外廉の骨に在り, 独り起くる者) とあるが, 提要には「刺腰痛論, 或骨在膝外廉, 膝字乃筋字之譌. (刺腰痛論の「或骨は膝の外廉に在り」の「膝」字は乃ち「筋」字の譌, と謂ふ.)」と記されるなど, 提要には誤記が散見する.
  - 10) 永寿院は多紀元恵 (享保 17 <1732>-寛政 13 <1801>) のこと. 藍溪と号し, 寛政 2 (1790) 年, 法眼から法印に進む. 広寿院と称し, のちに永寿院とあらためた.
  - 11) 王安道は王履 (1332-1391) のこと. 字は安道, 号は岐叟, または奇翁, 抱独山人. 昆山 (今の江蘇省) のひと. 『医経溯洄集』1巻, 『百病鉤元』20巻, 『医韻統』100巻, 『小易賦』, 『十二経絡賦』などを著す.
  - 12) 寧一玉は寧一玉. 明のひと. 「寧」は清代の避諱にかかる. 『折骨分経』は正しくは『析骨分経』.
  - 13) 『積骨』5丁表には「肘大骨之上両起者, 曰肘外輔骨」とあり, 肘の「輔骨」についても記載されるが, 他の二書には見られないことから, 本論では膝の「輔骨」のみを比較の対象とした.
  - 14) 前掲注4) 『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』は, 宗運が宋・王惟一撰『銅人腧穴鍼灸図経』を校正補注したものである. 管見の限りでは, 草稿とみられる写本が台湾故宮博物院に唯一現存するのみで, 製作年代が特定できないものの, 「骨度折量法尺式」にその書名がみられることから, 「骨度折量法尺式」が記された天明7 (1787) 年には既に『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』が成っていたと考えるのが妥当であろう. しかし, 『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』の目録及び巻上の冒頭部分には「日本 江都法眼侍医兼医学鍼科教諭臣山崎次善奉 教校正補注」とあり, 『寛政重修諸家譜』(前掲) の通り, 寛政 4 (1792) 年から江戸医学館教授を務め, 寛政 7 (1795) 年に法眼に叙せられたことを併せ考えると, 『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』が天明7 (1787) 年に以前に記されたとは考えにくい. おそらく『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』は「骨度折量法尺式」の製作以前から長い年月をかけて校正補注され, 寛政 7 (1795) 年以降に草稿が完成したと推察できる. 後述の通り, 『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』「脊椎法」に「骨度折量尺」が引かれていることも, その証左である. 紙幅の都合上, 該書の製作時期の検証については他日に期したい.
  - 15) 「カメノヲ」とは, 堀流経穴学派の小原春造撰『十四経穴法識』(天明4 <1784> 年写. 九州大学医学図書館所蔵. 臨床鍼灸古典全書. 35. 大阪: オリエン特出版社. 1992 所収) 2丁裏に「長強在脊軀端. <俗云亀ノ尾骨ノヲシハツシ.>」とあることから, 当時における長強穴の俗名とみられる.
  - 16) 「脊椎法」のほか, 「大椎攷」「魚骨弁」「横寸攷」「背腧草度法」「八髎攷」「腹部量法攷」が加筆されることは, 「山崎宗運の『天聖銅人腧穴鍼灸図経彙攷』に見える加筆について」(WFAS Tokyo/Tsukuba 2016. ポスター発表, 伝統鍼灸. 2016; 43 巻 (2): 122. 抄録) において筆者が既に報告している.
  - 17) 『神応経』「折量法」に「背部 大椎穴下至尾骶, 共二十一椎, 通折作三尺. 上七椎, 每椎一寸四分一厘, 共九寸八分七厘. 中七椎, 每椎一寸六分一厘. 十四椎与臍平, 共二尺一寸一分四厘. 下七椎, 每椎一寸二分六厘. 第二行夾脊, 各寸半, 除脊一寸, 共折作四寸, 分兩旁. 第三行夾脊各三寸, 除脊一寸, 共折作七寸, 分兩旁。」とあり, 実際に「脊椎法」に「神応経云大椎穴下云云上椎每椎一寸四分一厘共九寸八分七厘, 中七椎每椎一寸六分一厘十四椎与臍平共二尺一寸一分四厘」(『神応経』に云ふ, 大椎穴の下, 云云, 上の七椎より每椎一寸四分一厘, 共に九寸八分七厘. 中の七椎より椎毎に一寸六分一厘. 十四椎, 臍と平なり. 共に二尺一寸一分四厘.) と引いている.
  - 18) 荻生徂徠. 度量衡考. 3巻. 享保 19 (1734) 年刊. 荻生徂徠は周漢以降の「度 (物差し)」「量 (秤)」の変遷を中国の文献を用いて考証学的に論じ, 『度量考』2巻を著した. 徂徠の弟, 荻生北溪はさらに, 「衡 (秤)」について考究して『衡考』を著し, 『度量考』と併せて『度量衡考』1書にまとめて刊行した.
  - 19) 中井履軒. 度量衡考雕題. 大阪大学懐徳堂文庫所蔵. 「新建懐徳堂」度量衡考雕題の解題 ([http://kaitokudo.jp/Kaitokudo1/cgi-bin/HtmlWordRep3.exe?HTML=BunkoMain&\[DOCID-INSERT-\]=22&\[LINK-INSERT-\]=No](http://kaitokudo.jp/Kaitokudo1/cgi-bin/HtmlWordRep3.exe?HTML=BunkoMain&[DOCID-INSERT-]=22&[LINK-INSERT-]=No) <最終閲覧日: 2018年6月26日>) に拠れば, 荻生徂徠『度量衡考』の欄外に中井履軒が注釈を書き入れたもので, 文献考証学的視点から荻生徂徠の『度量衡考』に対する批判を記している. 刊記に「享保十九年甲寅正月穀旦校畢 松會三四郎西村新七等」とあることから, 『度量衡考』と同年に成ったとみられる.
  - 20) 『本朝度量権衡攷』は狩谷掖斎 (1775-1835) による度量衡の考証書. 生前には刊行されなかったが, 死後に写本を重ねて広く伝わり, その膨大な文献考証の蓄積に基づいた実証性の高い手法が評価されてき

- た。掖斎の門人には伊沢蘭軒(1777-1829)、渋江抽斎(1805-1858)など、江戸医学館で教鞭をとった医者も多く、江戸医学館における文献考証学の確立に大きな影響を与えたとされている。
- 21) 多紀元堅。『薬治通義』天保10(1839)年刊。多紀元堅(1795-1857)は、字は亦柔、通称は安叔、号に楽真院・楽春院・苜庭・三松等。医学館を主宰した多紀元簡(号は桂山)の第5子として生まれ、幕府医官となり法印まで進む。多紀氏の分家・矢の倉多紀氏の初代となり、元簡の学風を継いで医籍の収集・校訂・復刻を務め、当時の文献考証学の発展に貢献した。
- 22) 原南陽。経穴彙解。文化4(1807)年刊。篠原孝市は『臨床鍼灸古典全書』7(大阪:オリエント出版社。1989)「解説」で、多紀元簡撰『揆穴集説』、小坂元祐撰『経穴纂要』と並ぶ「江戸後期の代表的経穴書」と評している。
- 23) 『類経図翼』巻三・経絡「同身寸説」には、「同身寸者、謂同于人身之尺寸也。人之長短肥瘦、各自不同、而穴之横直尺寸、亦不能一、如今以中指同身寸法一概混用、則人瘦而指長、人肥而指短、豈不謬誤。故必因其形而取之。方得其当。如標幽賦曰、取五穴用一穴而必端、取三経用一経而可正。蓋謂、併隣経而正一経、連隣穴而正一穴。譬之切字之法、上用一音下用一韻、而夾其声于中。則其経穴之情自無所遁矣。故頭必因於頭、腹必因於于腹、背必因於背、手足必因於手足、総其長短大小、而折中之、庶得謂之同身寸法。」とあるが、引用は山崎の原文に従った。
- 24) 多紀元簡。医賸。文化6(1809)年跋刊。3巻附1巻。小曾戸洋に抛れば、「本書は元簡が、天明8(1788)年に起草し、さらに享和元(1801)年、幕府の上旨に逆らって貶せられ、謹慎中に書き綴った医事に関する考証論文を集めて一書となしたものの。」(小曾戸洋。日本漢方典籍辞典。東京:大修館書店。1999。p.25)

## Sōun Yamazaki's Study of the Meridian Points: Focusing on 'Shi Gu' and 'Kotsudosetsuryōhōsyakushiki'

Satoko KAHATA

Doctoral Program, Graduate School of Letters, Nishogakusha University /  
Department of Medical History Research, Oriental Medicine Research Center, Kitasato University

Sōun Yamazaki 山崎宗運 (1761-1834) worked as an acupuncturist employed by the Tokugawa shōgunate, and taught at the Edo Igakukan 江戸医学館. He is known for publishing 'Shi Gu 积骨,' 'Ten seidōjinyuketsusinkyūzūkyōikō 天聖銅人腧穴針灸図経彙攷', and making 'The Copper Doll 銅人形' (Collection of the Tokyo National Museum 東京国立博物館). 'Kotsudosetsuryōhōsyakushiki 骨度折量法尺式' (owned by Hitoshi Nagano 長野仁 in 1787), which is to be attached to 'Shi gu 积骨' is the paper scale constructed by Sōun Yamazaki. 'Kotsudosetsuryōhōsyakushiki, 骨度折量法尺式,' is the basis of 'Ling Shu 靈枢' 'Gu Du 骨度' and by using 'Ryōshaku 量尺' and 'Hōshaku 法尺' is to be attached to 'Kotsudosetsuryōhōsyakushiki 骨度折量法尺式.' It could accurately measure bones and find the meridian points, regardless of exact size. The intention of the production of 'Kotsudosetsuryōhōsyakushiki 骨度折量法尺式' by Sōun 宗運 was to try to construct a demonstrative theory of the meridian points by studying accurate measurements of bones, using a convenient and extremely precise method of finding the meridian points by studying and respecting the opinions found in ancient texts.

**Key words:** Sōun Yamazaki 山崎宗運, Study of meridian points 経穴学, Shi Gu 『积骨』, Kotsudosetsuryōhōsyakushiki 「骨度折量法尺式」, Tenseidōjinyuketsusinkyūzūkyōikō 『天聖銅人腧穴針灸図経彙攷』